

今こそ学ぶ。医療費控除

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)スタート

今年の1月から新しい医療費控除制度が始まったことをご存知ですか？ 従来の医療費控除の特例として期間限定で施行された「セルフメディケーション税制」は、特定成分を含んだスイッチOTC医薬品^(※)の年間購入額によって所得税や住民税の控除が受けられる制度です。対象となる市販薬をよく購入するご家庭なら、節税対策につながる可能性も。軽い病気は市販薬で対応するなど、新しい制度を賢く利用し、家族みんなで健康な毎日を目指しましょう。

※ スイッチOTC医薬品:医師の処方が必要な医療用医薬品から転用された特定の有効成分を含む市販薬。OTC(Over The Counter)とは、薬局でカウンター越しに販売するという意味。

軽い病気は家庭薬で | かけがえのない医療保険制度を後世に残すために

1 医療保険制度を守るため、今私たちにできること

◆日本の医療費は過去最高の41.5兆円！

平均寿命83.7歳^(※1)の日本は世界一の長寿国です。その背景には、充実した医療保険制度があります。誰もが少ない自己負担で高水準の医療をすぐに受けられる医療保険制度は、日本が誇るべき制度です。ところが今、この制度が危機的状況を迎えているのをご存知でしょうか。



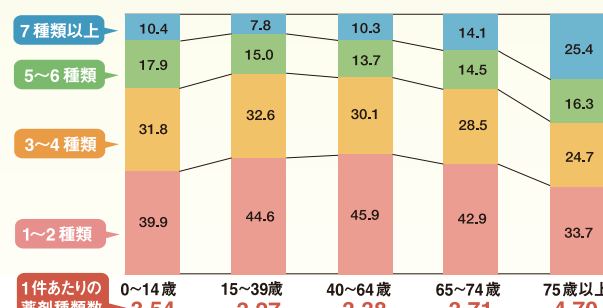
2015年度の日本の概算医療費は41.5兆円と、過去最高記録を更新しました^(※2)。背景にあるのは高齢化による医療費拡大です。高齢化が進むなか、現在の医療保険制度を維持することが難しい状況になっているのです。

現在、世代を問わず半数以上の患者さんに一度に3種類以上の薬が処方されており、75歳以上では4人に1人が7種類もの薬を処方されています(下図参照)。実は、増え続ける医療費の中で伸び率の高いのが医療用医薬品で、その額は10兆円^(※3)にもおよびます。原因のひとつが「残薬」の問題です。残薬とは医療機関から処方された薬を飲み忘れたり、飲み残したりして余った薬のことで、発生する理由には「飲み忘れ」「症状が良くなり飲まなくなった」「薬が多過ぎる」などがあります。

年齢階級別にみた薬剤種類数別件数の構成割合

・1件あたりの薬剤種類数 (2015年6月審査分)

院外処方(薬局調剤) 出典:厚生労働省「2015年社会医療診療行為別統計の概況」



日本薬剤師会の推計によると、その総額は年間475億円^(※4)、専門家によっては1000億円を超えると試算する人もいます。中には正しく薬を飲まなかったために症

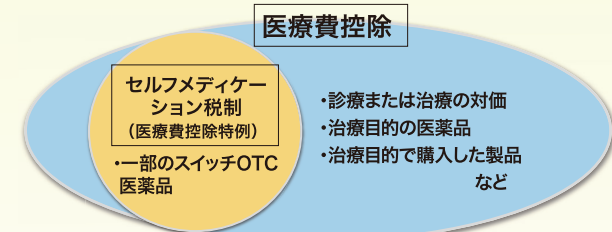
※1「世界保健統計2016」 ※2厚生労働省調べ ※3 IMS ジャパン調べ(2015年1月~12月) ※4 75歳以上

状が改善せず、再受診した際に医師からより多くの薬を処方され、その結果また残薬が増えてしまうという悪循環に陥るケースも。薬を正しく服用し症状を改善することは医療費の適正化にもつながります。処方された薬の量が多く、飲みづらい形状のものが多いときには医師と相談の上、服薬補助ゼリーなどを使う方法もあります。

◆セルフメディケーションという考え方

高齢化が進み、医療費の高騰が懸念される今の時代に必要とされるのが「セルフメディケーション」です。日頃から自分の健康状態や生活習慣に配慮し、定期的に健康診断を受け、軽い症状であれば市販薬をうまく活用するなど、自分の健康は自分でしっかり管理しようという考え方です。

このセルフメディケーションを推進するため、2017年1月1日に始まったのが「セルフメディケーション税制」です。従来の医療費控除の特例として2021年12月31日まで期間限定で施行されるもので、対象者は所得税や住民税を納めていて、対象製品となる「特定の成分を含んだOTC医薬品」の年間購入額が自分と扶養家族の分を合わせて1万2千円を超える人。さらに、日頃から健康の維持増進や疾病予防のために健康診断などを受けていることが前提条件となります。



	セルフメディケーション税制	医療費控除
対象	スイッチ OTC 医薬品 (特定成分を含む市販薬)	治療または療養に必要な 医薬品・製品、治療費など
対象金額	スイッチ OTC 医薬品の 購入費用 1 万 2 千円から	実際に支払った医療費の合計額 ー保険金などで補填される 金額ー10万円(もしくは総所得 の5%のいずれか低い金額)
上限額	8 万 8 千円	200 万円
控除を受ける ために必要な 取り組み	特定健康診断、予防接種、 定期健康診断、健康診断、 がん検診 ※ いずれか	特になし

POINT! 医療費控除を利用する場合は、セルフメディケーション税制対象品目^(※)の購入額も医療費に含めることができます。 ※治療や療養の目的で購入したものに限りです。

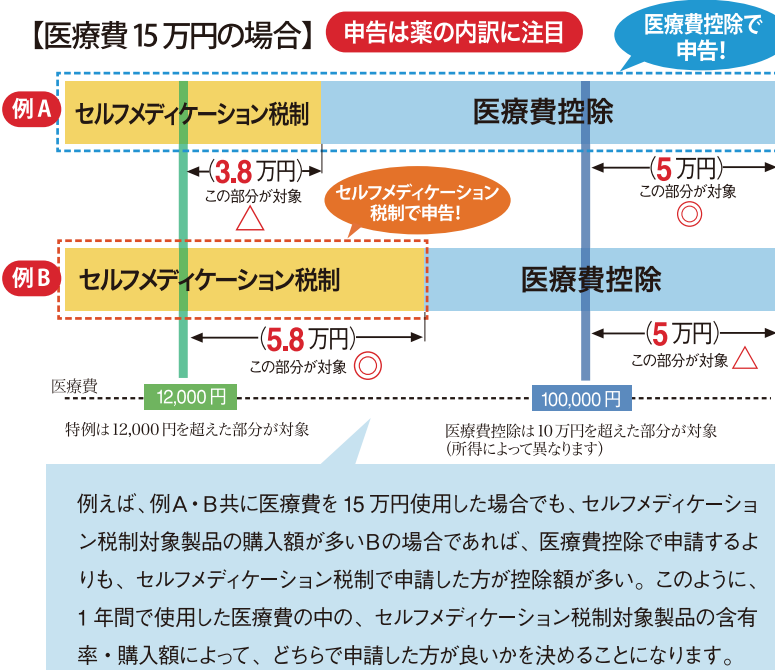
2 特例の登場で、医療費控除の対象者が拡大

◆医療費控除にはセルフメディケーション税制対象製品が含まれます

そもそも医療費控除とは、1年間の家族の医療費自己負担額が合計10万円(所得によって異なります)を超えた場合に確定申告をすると、その年の所得税が一部還付されたり、翌年の住民税が減額される税制です。ところが、大きな病気やケガなどがない限りは医療費が10万円を超えることは少なく、申告する人が限られていました。

一方、この制度の特例として新たに始まったセルフメディケーション税制では、対象となるスイッチOTC医薬品の購入金額が1万2千円を超えれば控除の対象になります。これまで「あまり医者にかからないから医療費控除は関係ない」と思っていた人でも、健康管理に気を配り、セルフメディケーションに取り組んでいれば控除が受けられる可能性があります。この特例はセルフメディケーションを実践する人を支援する制度と言えるでしょう。

この二つの制度のうち、どちらで申請したほうが控除額が大きくなるか、年間の医療費の内訳に注目してご自身の家庭で試算しましょう。なお医療費控除で申請する場合、「治療または療養に必要な医薬品、製品」が対象なので、治療目的で購入したセルフメディケーション税制対象製品を含むことができます。所得税と住民税、それぞれこの制度を使うことで戻ってくる金額は所得によって変わります。日本一般用医薬品連合会のサイト(<http://www.jfsmi.jp/lp/tax/>)で、課税所得と購入額から、戻ってくる金額を計算することができます。



◆医薬品のレシートは捨てずに保管

特例の対象製品には識別マークが、印刷やシールで明記されています。レシートにもその旨記載されているので、まずは薬局やドラッグストアで医薬品を購入した際のレシートは捨てずに1年分保管し、その金額と内訳を確認してみましょう。

特例を含む医療費控除を活用しながら家族の健康を自分たちで賢く管理することは、健康長寿を叶えるだけでなく、医療費の適正化を促し、日本の医療制度を維持するために大切な心がけといえるでしょう。

監修／五十嵐 中氏(東京大学大学院薬学系研究科医薬政策学 特任准教授)

レシートの凡例

セルフメディケーション税制

税 控除 対象

セルフメディケーション税制を活用するためのポイント

- ☐ ふだん使っている医薬品が特例の対象か、厚生労働省のホームページでチェック！
- ☐ 医薬品を購入した際は領収書やレシートをもらい、翌年の確定申告まで保管する習慣を！
- ☐ 健康診断の結果表や予防接種の領収書など、証明書類はしっかり保管！

! 医療機関にかかるのが遅れて重症化しないよう、気になる症状があった場合は医師・かかりつけ薬剤師に相談しましょう。

セルフメディケーション税制は2017年分の確定申告から適用されます。

確定申告期間は、2018年2月16日(金)~3月15日(木)です。

OTC 医薬品は医薬品副作用被害救済制度の対象です。

※税制についての詳細は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

※医療費控除、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の申請には確定申告および所定の手続きが必要となります。

※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、2017年分の確定申告から適用できます。なお2017年分の確定申告の一般的提出時期は、2018年2月16日から3月15日までです。